

目次

修正前

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	3
4 計画期間	3
5 計画の策定体制	3
6 大野城市こども家庭センターの設置	4

◎：子ども・子育て支援法
第61条第2項に規定
される必須記載事項
○：子ども・子育て支援法
第61条第3項に規定さ
れる任意記載事項

第2章 大野城市のこども・子育てを取り巻く現状

1 市の概要（人口、世帯、人口動態等）	5
2 教育・保育施設の現状	8
3 地域子ども・子育て支援事業の実績	12
4 大野城市のこども・子育て支援の課題	21

第3章 こども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本理念	22
2 基本方針	22

第4章 提供区域の設定

1 提供区域について	24
◎2 提供区域の設定	24

第5章 教育・保育の充実

1 幼児期の教育・保育の事業計画	26
◎2 教育・保育の需要量の見込み及び提供体制の確保方策	26
◎3 教育・保育の一体的提供の推進	30
4 教育・保育の質の向上	31
◎5 施設等利用給付の円滑な実施の確保	31
○6 産前・産後休業後及び育児休業後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	31
7 こども誰でも通園制度の創設	32

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

◎1 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み及び提供体制の確保	33
2 地域におけるその他のこども・子育て支援施策の充実・推進	49

目次

修正後

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	3
4 計画期間	3
5 計画の策定体制	3
6 大野城市こども家庭センターの設置	4

◎：子ども・子育て支援法
第61条第2項に規定
される必須記載事項
○：子ども・子育て支援法
第61条第3項に規定さ
れる任意記載事項

第2章 大野城市のこども・子育てを取り巻く現状

1 市の概要（人口、世帯、人口動態等）	5
2 教育・保育施設の現状	8
3 地域子ども・子育て支援事業の実績	12
4 大野城市のこども・子育て支援の課題	21

第3章 こども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本理念	22
2 基本方針	22

第4章 提供区域の設定

1 提供区域について	24
◎2 提供区域の設定	24

第5章 教育・保育の充実

1 幼児期の教育・保育の事業計画	26
◎2 教育・保育の需要量の見込み及び提供体制の確保方策	26
◎3 教育・保育の一体的提供の推進	30
4 教育・保育の質の向上	31
◎5 施設等利用給付の円滑な実施の確保	31
○6 産前・産後休業後及び育児休業後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	31
◎7 乳児等通園支援の需要量の見込みと提供体制の確保方策	32
◎8 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制	33

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

◎1 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み及び提供体制の確保	34
2 地域におけるその他のこども・子育て支援施策の充実・推進	49

修正前

【地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域の設定】

事業名	本市事業名	区域の設定
①地域子ども・子育て支援拠点事業	れいわ子ども情報センター事業（親子サロン事業、子育て応援フロア事業）、ファミリー交流センター事業	市全域 (1区域)
②利用者支援事業	れいわ子ども情報センター事業（一部）、こども家庭センター事業	
③妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業	
④乳児家庭全戸訪問事業	妊産婦・新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業	
⑤産後ケア事業	産後ケア事業	
⑥養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	
⑦子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯ホームヘルプサービス事業	
⑧子育て短期支援事業	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業・夜間養護等事業）	
⑨親子関係形成支援事業	未実施	
⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センターおおのじょう事業）	ファミリー・サポート・センターおおのじょう事業	
⑪一時預かり事業	一時保育事業（保育所）、預かり保育（幼稚園）、幼稚園型一時預かり事業	
⑫乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	乳児等通園支援事業	
⑬時間外保育事業	延長保育事業（保育所）	
⑭病児・病後児保育事業	病児デイケアルーム大野城事業、（病児・緊急対応強化事業）	
⑮放課後児童健全育成事業	Onojō放課後こども事業ランドセルクラブ	小学校区 (10区域)
⑯児童育成支援拠点事業	未実施	市全域 (1区域)

修正後

【地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域の設定】

事業名	本市事業名	区域の設定
①地域子ども・子育て支援拠点事業	れいわ子ども情報センター事業（親子サロン事業、子育て応援フロア事業）、ファミリー交流センター事業	市全域 (1区域)
②利用者支援事業	れいわ子ども情報センター事業（一部）、こども家庭センター事業	
③妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業	
④乳児家庭全戸訪問事業	妊産婦・新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業	
⑤産後ケア事業	産後ケア事業	
⑥養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	
⑦子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯ホームヘルプサービス事業	
⑧子育て短期支援事業	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業・夜間養護等事業）	
⑨親子関係形成支援事業	未実施	
⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センターおおのじょう事業）	ファミリー・サポート・センターおおのじょう事業	
⑪一時預かり事業	一時保育事業（保育所）、預かり保育（幼稚園）、幼稚園型一時預かり事業	
⑫時間外保育事業	延長保育事業（保育所）	
⑬病児・病後児保育事業	病児デイケアルーム大野城事業、（病児・緊急対応強化事業）	
⑭放課後児童健全育成事業	Onojō放課後こども事業ランドセルクラブ	
⑮児童育成支援拠点事業	未実施	市全域 (1区域)

修正前

【需要量の見込み及び提供体制の確保方策】

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度							
	1号		2号		3号		1号		2号		3号			
認定区分	3-5歳	4,5歳	3歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	4,5歳	3歳	2歳	1歳	0歳		
対象年齢	教育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望	教育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望		
①量の見込み	本市のこども	1,041 (-11)	1,087 (+2)	552 (+4)	563 (+13)	495 (-37)	114 (-2)	1,030 (-11)	1,090 (+3)	571 (+19)	577 (+14)	504 (+9)	115 (+1)	
	(他市町のこども)	236 (0)	/	/	/	/	/	236 (0)	/	/	/	/	/	
	計	1,277 (-11)	1,087 (+2)	552 (+4)	563 (+13)	495 (-37)	114 (-2)	1,266 (-11)	1,090 (+3)	571 (+19)	577 (+14)	504 (+9)	115 (+1)	
			1,639 (+6)			1,172 (-26)			1,661 (+22)			1,196 (+24)		
		2,811 (-20)						2,857 (+46)						
		4,088 (-31)						4,123 (+35)						
②確保方策	特定教育・保育施設	425 (-98)	1,091 (+19)	538 (+14)	505 (+5)	421 (+5)	120 (+1)	425 (±0)	1,112 (+21)	540 (+2)	506 (+1)	422 (+1)	120 (±0)	
	確認を受けない幼稚園	1,124 (±0)	/	/	/	/	/	1,124 (±0)	/	/	/	/	/	
	(他市町のこども)	236 (±0)	/	/	/	/	/	236 (±0)	/	/	/	/	/	
	(他市町の施設利用)	91 (±0)	/	/	/	/	/	91 (±0)	/	/	/	/	/	
	特定地域型保育事業	/	/	/	18 (定員17) (±0)	14 (定員15) (±0)	1 (定員6) (±0)	/	/	/	18 (定員17) (±0)	14 (定員15) (±0)	1 (定員6) (±0)	
	企業主導型保育施設	/	108 (定員200) (±0)	53 (定員107) (±0)	66 (定員131) (±0)	80 (定員130) (±0)	21 (定員85) (±0)	/	108 (定員200) (±0)	53 (定員107) (±0)	66 (定員131) (±0)	80 (定員130) (±0)	21 (定員85) (±0)	
	計	1,199 (+19)	591 (+14)	589 (+5)	515 (+5)	142 (+14)		1,220 (+21)	593 (+2)	590 (+1)	516 (+1)	142 (±0)		
		1,876 (-98)	1,790 (+33)	1,246 (+24)				1,876 (±0)	1,813 (+23)	1,248 (+2)				
			3,036 (+57)						3,061 (+25)					
			4,912 (-41)						4,937 (+25)					
待機児童数(②-①)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	0 (±0)						0 (±0)							

※ () は対前年度増減数

修正後

【需要量の見込み及び提供体制の確保方策】

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度							
	1号		2号		3号		1号		2号		3号			
認定区分	3-5歳	4,5歳	3歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	4,5歳	3歳	2歳	1歳	0歳		
対象年齢	教育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望	教育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望		
①量の見込み	本市のこども	1,041 (-11)	1,087 (+2)	552 (+4)	563 (+13)	495 (-37)	114 (-2)	1,030 (-11)	1,090 (+3)	571 (+19)	577 (+14)	504 (+9)	115 (+1)	
	(他市町のこども)	236 (0)	/	/	/	/	/	236 (0)	/	/	/	/	/	
	計	1,277 (-11)	1,087 (+2)	552 (+4)	563 (+13)	495 (-37)	114 (-2)	1,266 (-11)	1,090 (+3)	571 (+19)	577 (+14)	504 (+9)	115 (+1)	
			1,639 (+6)			1,172 (-26)			1,661 (+22)			1,196 (+24)		
		2,811 (-20)						2,857 (+46)						
		4,088 (-31)						4,123 (+35)						
②確保方策	特定教育・保育施設	425 (-98)	1,091 (+19)	538 (+14)	505 (+5)	421 (+5)	120 (+1)	425 (±0)	1,112 (+21)	540 (+2)	506 (+1)	422 (+1)	120 (±0)	
	確認を受けない幼稚園	1,124 (±0)	/	/	/	/	/	1,124 (±0)	/	/	/	/	/	
	(他市町のこども)	236 (±0)	/	/	/	/	/	236 (±0)	/	/	/	/	/	
	(他市町の施設利用)	91 (±0)	/	/	/	/	/	91 (±0)	/	/	/	/	/	
	特定地域型保育事業	/	/	/	18 (定員17) (±0)	14 (定員15) (±0)	1 (定員6) (±0)	/	/	/	18 (定員17) (±0)	14 (定員15) (±0)	1 (定員6) (±0)	
	企業主導型保育施設	/	108 (定員200) (±0)	53 (定員107) (±0)	66 (定員131) (±0)	80 (定員130) (±0)	21 (定員85) (±0)	/	108 (定員200) (±0)	53 (定員107) (±0)	66 (定員131) (±0)	80 (定員130) (±0)	21 (定員85) (±0)	
	計	1,199 (+19)	591 (+14)	589 (+5)	515 (+5)	142 (+14)		1,220 (+21)	593 (+2)	590 (+1)	516 (+1)	142 (±0)		
		1,876 (-98)	1,790 (+33)	1,246 (+24)				1,876 (±0)	1,813 (+23)	1,248 (+2)				
			3,036 (+57)						3,061 (+25)					
			4,912 (-41)						4,937 (+25)					
待機児童数(②-①)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	0 (±0)						0 (±0)							

※ () は対前年度増減数

※1 これまで3歳未満を対象としていた特定地域型保育事業において、令和8年4月1日から「満三歳以上限定小規模保育事業」が新たに制度化されますが、満3歳以上(2号認定)の提供体制については、「特定教育・保育施設」及び「企業主導型保育施設」によって確保できる見込みであることから、本市では実施しないこととします。

修正前

(単位：人)

年度	令和9年度						令和10年度								
	1号		2号		3号		1号		2号		3号				
認定区分	3-5歳	4,5歳	3歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	4,5歳	3歳	2歳	1歳	0歳			
対象年齢	教育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望	教育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望			
①量の見込み	本市のこども	1,019 (-11)	1,087 (-3)	582 (+11)	584 (+7)	513 (+9)	115 (0)	1,007 (-12)	1,074 (-13)	590 (+8)	591 (+7)	520 (+7)	116 (+1)		
	(他市町のこども)	236 (0)	/	/	/	/	/	236 (0)	/	/	/	/	/		
	計	1,255 (-11)		1,087 (-3)	582 (+11)	584 (+7)	513 (+9)	115 (0)	1,243 (-12)		1,074 (-13)	590 (+8)	591 (+7)	520 (+7)	116 (+1)
				1,669 (+8)		1,212 (+16)			1,664 (-5)		2,891 (+10)		1,227 (+15)		
				2,881 (+24)					4,136 (+13)		4,134 (-2)				
②確保方策	特定教育・保育施設	425 (±0)	1,122 (定典1121) (+10)	540 (定典527) (±0)	506 (定典518) (±0)	422 (定典475) (±0)	120 (定典297) (±0)	425 (±0)	1,122 (定典1121) (±0)	540 (定典527) (±0)	512 (定典518) (+6)	427 (定典475) (+5)	120 (定典297) (±0)		
	確認を受けない幼稚園	1,124 (±0)	/	/	/	/	/	1,124 (±0)	/	/	/	/	/		
	(他市町のこども)	236 (±0)	/	/	/	/	/	236 (±0)	/	/	/	/	/		
	(他市町の施設利用)	91 (±0)	/	/	/	/	/	91 (±0)	/	/	/	/	/		
	特定地域型保育事業	/	/	18 (定典17) (±0)	14 (定典15) (±0)	1 (定典6) (±0)	/	/	/	18 (定典17) (±0)	14 (定典15) (±0)	1 (定典6) (±0)	/		
	企業主導型保育施設	/	108 (定典200) (±0)	53 (定典107) (±0)	66 (定典130) (±0)	80 (定典85) (±0)	21 (定典85) (±0)	/	108 (定典200) (±0)	53 (定典107) (±0)	66 (定典130) (±0)	80 (定典85) (±0)	21 (定典85) (±0)		
	計	1,876 (±0)		1,230 (+10)	593 (±0)	590 (±0)	516 (±0)	142 (±0)	1,876 (±0)		1,230 (±0)	593 (±0)	596 (+6)	521 (+5)	142 (±0)
				1,823 (+10)		1,248 (±0)			1,823 (±0)		3,082 (+11)		1,259 (+11)		
						3,071 (+10)					4,947 (+10)		4,958 (+11)		
	待機児童数(②-①)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	0 (±0)						0 (±0)								

※ () は対前年度増減数

修正後

(単位：人)

年度	令和9年度						令和10年度								
	1号		2号		3号		1号		2号		3号				
認定区分	3-5歳	4,5歳	3歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	4,5歳	3歳	2歳	1歳	0歳			
対象年齢	教育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望	教育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望	保育希望			
①量の見込み	本市のこども	1,019 (-11)	1,087 (-3)	582 (+11)	584 (+7)	513 (+9)	115 (0)	1,007 (-12)	1,074 (-13)	590 (+8)	591 (+7)	520 (+7)	116 (+1)		
	(他市町のこども)	236 (0)	/	/	/	/	/	236 (0)	/	/	/	/	/		
	計	1,255 (-11)		1,087 (-3)	582 (+11)	584 (+7)	513 (+9)	115 (0)	1,243 (-12)		1,074 (-13)	590 (+8)	591 (+7)	520 (+7)	116 (+1)
				1,669 (+8)		1,212 (+16)			1,664 (-5)		2,891 (+10)		1,227 (+15)		
				2,881 (+24)					4,136 (+13)		4,134 (-2)				
②確保方策	特定教育・保育施設	425 (±0)	1,122 (定典1121) (+10)	540 (定典527) (±0)	506 (定典518) (±0)	422 (定典475) (±0)	120 (定典297) (±0)	425 (±0)	1,122 (定典1121) (±0)	540 (定典527) (±0)	506 (定典518) (±0)	422 (定典475) (±0)	120 (定典297) (±0)		
	確認を受けない幼稚園	1,124 (±0)	/	/	/	/	/	1,124 (±0)	/	/	/	/	/		
	(他市町のこども)	236 (±0)	/	/	/	/	/	236 (±0)	/	/	/	/	/		
	(他市町の施設利用)	91 (±0)	/	/	/	/	/	91 (±0)	/	/	/	/	/		
	特定地域型保育事業	/	※1 0 (定典0) (±0)	※1 0 (定典0) (±0)	18 (定典17) (±0)	14 (定典15) (±0)	1 (定典6) (±0)	/	※1 0 (定典0) (±0)	※1 0 (定典0) (±0)	18 (定典17) (±0)	14 (定典15) (±0)	1 (定典6) (±0)		
	企業主導型保育施設	/	108 (定典200) (±0)	53 (定典107) (±0)	66 (定典130) (±0)	80 (定典85) (±0)	21 (定典85) (±0)	/	108 (定典200) (±0)	53 (定典107) (±0)	66 (定典130) (±0)	80 (定典85) (±0)	21 (定典85) (±0)		
	計	1,876 (±0)		1,230 (+10)	593 (±0)	590 (±0)	516 (±0)	142 (±0)	1,876 (±0)		1,230 (±0)	593 (±0)	596 (+6)	521 (+5)	142 (±0)
				1,823 (+10)		1,248 (±0)			1,823 (±0)		3,071 (+10)		1,259 (+11)		
						3,071 (+10)					4,947 (+10)		4,958 (+11)		
	待機児童数(②-①)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	0 (±0)						0 (±0)								

※ () は対前年度増減数

※1 これまで3歳未満を対象としていた特定地域型保育事業において、令和8年4月1日から「満3歳以上限定小規模保育事業」が新たに制度化されますが、満3歳以上(2号認定)の提供体制については、「特定教育・保育施設」及び「企業主導型保育施設」によって確保できる見込みであることから、本市では実施しないこととします。

修正前

修正後

(単位：人)

(単位：人)

年度	令和 11 年度						
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	
認定区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号	
対象年齢	3-5歳 教育 希望	4-5歳 保育 希望	3歳 保育 希望	2歳 保育 希望	1歳 保育 希望	0歳 保育 希望	
①量の 見込み	本市の 子ども	1,011 (+4)	1,076 (+2)	589 (-1)	586 (-5)	525 (+5)	115 (-1)
	(他市町の 子ども)	236 (0)	/	/	/	/	/
	計	1,247 (+4)	1,076 (+2)	589 (-1)	586 (-5)	525 (+5)	115 (-1)
			1,665 (+1)	2,891 (0)	1,226 (-1)	4,138 (+4)	
②確保 方策	特定教育・保 育施設	425 (±0)	1,122 (定典1121) (±0)	540 (定典527) (±0)	512 (定典518) (±0)	432 (定典475) (+5)	120 (定典297) (±0)
	確認を受けな い幼稚園	1,124 (±0)	/	/	/	/	/
	(他市町の 子ども)	236 (±0)	/	/	/	/	/
	(他市町の 施設利用)	91 (±0)	/	/	/	/	/
	特定地域型 保育事業	/	/	/	18 (定典17) (±0)	14 (定典15) (±0)	1 (定典6) (±0)
	企業主導型 保育施設	/	108 (定典200) (±0)	53 (定典107) (±0)	66 (定典131) (±0)	80 (定典130) (±0)	21 (定典85) (±0)
	計	1,876 (±0)	1,230 (±0)	593 (±0)	596 (±0)	526 (+5)	142 (±0)
		1,823 (±0)	3,087 (+5)	1,264 (+5)	4,963 (+5)		
待機児童数 (②-①)	-	-	-	-	-	-	
計			0 (±0)				

※表中の名称

- ◇他市町の子ども
…他市町から本市の施設に通う
子ども
- ◇特定教育・保育施設
…公的給付を受ける幼稚園、保
育所(園)、認定子ども園
- ◇確認を受けない幼稚園
…公的給付を受けない幼稚園
- ◇他市町の施設利用
…本市民で他市町の施設に通う
子ども
- ◇特定地域型保育事業
…公的給付を受ける小規模保育
事業等
- ◇企業主導型保育施設
…企業等が設置した施設

※ () は対前年度増減数
※私的理由により待機する者を推測することが困難であることから、「待機児童数」は
②-①としています。

年度	令和 11 年度						
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	
認定区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号	
対象年齢	3-5歳 教育 希望	4-5歳 保育 希望	3歳 保育 希望	2歳 保育 希望	1歳 保育 希望	0歳 保育 希望	
①量の 見込み	本市の 子ども	1,011 (+4)	1,076 (+2)	589 (-1)	586 (-5)	525 (+5)	115 (-1)
	(他市町の 子ども)	236 (0)	/	/	/	/	/
	計	1,247 (+4)	1,076 (+2)	589 (-1)	586 (-5)	525 (+5)	115 (-1)
			1,665 (+1)	2,891 (0)	1,226 (-1)	4,138 (+4)	
②確保 方策	特定教育・保 育施設	425 (±0)	1,122 (定典1121) (±0)	540 (定典527) (±0)	512 (定典518) (±0)	432 (定典475) (+5)	120 (定典297) (±0)
	確認を受けな い幼稚園	1,124 (±0)	/	/	/	/	/
	(他市町の 子ども)	236 (±0)	/	/	/	/	/
	(他市町の 施設利用)	91 (±0)	/	/	/	/	/
	特定地域型 保育事業	/	※1 0 (定典0) (±0)	※1 0 (定典0) (±0)	18 (定典17) (±0)	14 (定典15) (±0)	1 (定典6) (±0)
	企業主導型 保育施設	/	108 (定典200) (±0)	53 (定典107) (±0)	66 (定典131) (±0)	80 (定典130) (±0)	21 (定典85) (±0)
	計	1,876 (±0)	1,230 (±0)	593 (±0)	596 (±0)	526 (+5)	142 (±0)
		1,823 (±0)	3,087 (+5)	1,264 (+5)	4,963 (+5)		
待機児童数 (②-①)	-	-	-	-	-	-	
計			0 (±0)				

※表中の名称

- ◇他市町の子ども
…他市町から本市の施設に通う
子ども
- ◇特定教育・保育施設
…公的給付を受ける幼稚園、保
育所(園)、認定子ども園
- ◇確認を受けない幼稚園
…公的給付を受けない幼稚園
- ◇他市町の施設利用
…本市民で他市町の施設に通う
子ども
- ◇特定地域型保育事業
…公的給付を受ける小規模保育
事業等
- ◇企業主導型保育施設
…企業等が設置した施設

※ () は対前年度増減数
※私的理由により待機する者を推測することが困難であることから、「待機児童数」は②
-①としています。
※1 これまで3歳未満を対象としていた特定地域型保育事業において、令和8年4月1
日から「満3歳以上限定小規模保育事業」が新たに制度化されますが、満3歳以上(2
号認定)の提供体制については、「特定教育・保育施設」及び「企業主導型保育施設」
によって確保できる見込みであることから、本市では実施しないこととします。

修正前

が多くなってきていることが挙げられます。育児休業から復職する時期は、通常、こどもが満1歳になる頃に集中しています。

保育所の入所は、年度当初から年度末に向けて入所が困難になっていく傾向があるため、年度途中にこどもが満1歳を迎える保護者にとっては、入所できる可能性が低く、多くが育児休業期間の延長や、場合によっては仕事を退職することも想定されることから、産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行っていきます。

また、産後休業及び育児休業の取得状況に応じた年度途中での利用希望状況の把握に努めるとともに、教育・保育施設等と連携しながら、年度途中からでも計画的に受入が可能な体制整備について検討します。

7 こども誰でも通園制度の創設

こどもの社会性を育むとともに保護者の育児に関する孤立感や不安感を解消するため、生後6か月から満3歳までの保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間帯等で柔軟に対象施設を利用できる事業です。令和8年度から全国で本格的に実施することになっていますが、本市では令和7年度中の事業開始に向けて準備を進めます。

修正後

が多くなってきていることが挙げられます。育児休業から復職する時期は、通常、こどもが満1歳になる頃に集中しています。

保育所の入所は、年度当初から年度末に向けて入所が困難になっていく傾向があるため、年度途中にこどもが満1歳を迎える保護者にとっては、入所できる可能性が低く、多くが育児休業期間の延長や、場合によっては仕事を退職することも想定されることから、産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行っていきます。

また、産後休業及び育児休業の取得状況に応じた年度途中での利用希望状況の把握に努めるとともに、教育・保育施設等と連携しながら、年度途中からでも計画的に受入が可能な体制整備について検討します。

7 乳児等通園支援の需要量の見込みと提供体制の確保方策

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）は、こどもの社会性を育むとともに保護者の育児に関する孤立感や不安感を解消するため、生後6か月から満3歳までの保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間帯等で柔軟に対象施設を利用できる事業です。本市では、令和8年度から全国での本格実施に先駆け、令和7年10月から先行して事業を開始しました。

乳児等通園支援の需要量の見込みは、設定した提供区域ごとに、大野城市に居住することもの人数や先行実施における利用率、将来人口の推計等を踏まえて設定しました。

計画期間中においては、現在整備している2園の定員数で充足する見込みであることから、提供体制の拡充は予定していませんが、今後の利用状況等に応じ、必要な提供体制を確保していきます。

	年度	年齢	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	必要受入時間数(/月)	0歳児	290時間	430時間	580時間	580時間
		1歳児	180時間	270時間	360時間	360時間
		2歳児	30時間	50時間	60時間	60時間
	必要利用定員数	0歳児	2人	3人	4人	4人
		1歳児	2人	2人	3人	3人
		2歳児	1人	1人	1人	1人
確保方策	受入時間数(/月)	0歳児	781時間	781時間	781時間	781時間
		1歳児	1,133時間	1,133時間	1,133時間	1,133時間
		2歳児	781時間	781時間	781時間	781時間
	利用定員数	0歳児	5人	5人	5人	5人
		1歳児	7人	7人	7人	7人
		2歳児	5人	5人	5人	5人

修正前

修正後

8 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制

乳児等通園支援事業の実施に当たり、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めます。

また、幼稚園における満3歳児クラスの活用などを含め、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用に円滑に移行できるよう、乳児等通園支援事業者への情報提供など、必要な支援を行います。

記載なし

⑫乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

〔本市事業名：乳児等通園支援事業〕

こどもの社会性を育むとともに保護者の育児に関する孤立感や不安感を解消するため、生後6か月から満3歳までの保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間帯等で柔軟に対象施設を利用できる事業です。令和8年度から全国で本格的に実施することになっていますが、本市では令和7年度中の事業開始に向けて準備を進めます。

【事業内容（案）】

（対象）

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない生後6か月～満3歳未満のこども

（実施施設）

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、企業主導型保育事業所、届出保育施設等のうち、市が指定する複数の施設で実施予定

（利用可能枠）

こども一人あたり月10時間以内

（その他）

施設の利用可能時間や利用方法等については、実施施設と調整

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の 見込み (延べ人数)	53人日	51人日	51人日	51人日	51人日
確保方策	20人日	30人日	40人日	52人日	52人日

※需要量の見込みは、対象となる全てのこどもが制度を利用すると想定しての人数。

※確保方策は、令和10年度の経過措置期間終了までに、必要な受入定員数を確保します。

記載なし

修正前

⑬時間外保育事業

〔本市事業名：延長保育事業（保育所）〕

保護者の就労等の理由により、保育時間の延長に対する需要に対応することで、保護者の就労の円滑化と児童の福祉の増進を図ることを目的とする事業です。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の見込み(登録者数)	635人	640人	642人	642人	642人
確保方策	636人	643人	645人	645人	645人

〔確保方策〕

定員拡充の計画により、令和6年度と比較し、令和7年度は49人、令和8年度は74人、令和9年度以降は84人の定員が増加します。増加した定員のうち約25%分が当該事業の提供体制として確保できると見込まれることから、需要を満たすことができるといえます。

⑭病児・病後児保育事業

〔本市事業名：病児デイケアルーム大野城事業、(病児・緊急対応強化事業)〕

病気療養中や、回復期で幼稚園、保育所、学校等に登園・登校できないこどもを持つ保護者が、仕事や冠婚葬祭、急用により家庭内で保育ができない場合に、一時的にこどもを預かる事業です。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の見込み(延べ利用人数)	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人
確保方策	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人

〔確保方策〕

提供体制について、6人(1日当たりの定員)×240日(年間稼働日数)で算出すると、現行の提供体制で需要量を満たしています。市外の施設も利用可能であるため、年間平均として考えると現行の体制で需要量に対する提供体制を確保しているといえますが、冬季は需要が多くなり、提供体制が不足することもあるので、今後も必要な提供体制の検証を行っていきます。

修正後

⑫時間外保育事業

〔本市事業名：延長保育事業（保育所）〕

保護者の就労等の理由により、保育時間の延長に対する需要に対応することで、保護者の就労の円滑化と児童の福祉の増進を図ることを目的とする事業です。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の見込み(登録者数)	635人	640人	642人	642人	642人
確保方策	636人	643人	645人	645人	645人

〔確保方策〕

定員拡充の計画により、令和6年度と比較し、令和7年度は49人、令和8年度は74人、令和9年度以降は84人の定員が増加します。増加した定員のうち約25%分が当該事業の提供体制として確保できると見込まれることから、需要を満たすことができるといえます。

⑬病児・病後児保育事業

〔本市事業名：病児デイケアルーム大野城事業、(病児・緊急対応強化事業)〕

病気療養中や、回復期で幼稚園、保育所、学校等に登園・登校できないこどもを持つ保護者が、仕事や冠婚葬祭、急用により家庭内で保育ができない場合に、一時的にこどもを預かる事業です。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の見込み(延べ利用人数)	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人
確保方策	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人

〔確保方策〕

提供体制について、6人(1日当たりの定員)×240日(年間稼働日数)で算出すると、現行の提供体制で需要量を満たしています。市外の施設も利用可能であるため、年間平均として考えると現行の体制で需要量に対する提供体制を確保しているといえますが、冬季は需要が多くなり、提供体制が不足することもあるので、今後も必要な提供体制の検証を行っていきます。

修正前

⑮放課後児童健全育成事業

[本市事業名：Onojō放課後こども事業ランドセルクラブ]

市内の小学校に在学中で、放課後に家庭保育を受けることができない児童が利用するG登録と、条件なく利用できるR登録の児童に対し、一定時間、宿題などの学習と多種多様な体験活動を行い、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

令和2年度から「留守家庭児童保育所事業」と「放課後総合学習ランドセルクラブ」の一体的な取組を市内2校で試行的に開始し、令和4年度から、市内10校で一体的な取組を開始しました。

(市全域) (年間平均入所者数)

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学 1～3 年生	①需要量 の見込み	1,486人	1,557人	1,524人	1,564人	1,594人
	②確保方策	1,486人	1,557人	1,524人	1,564人	1,594人
小学 4～6 年生	③需要量 の見込み	446人	478人	472人	485人	535人
	④確保方策	446人	478人	472人	485人	535人
不足数	小学 1～3年生 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	小学 4～6年生 (④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

[確保方策]

本市は待機児童を出さないことを基本としているため、保育室が不足する場合は、小学校施設（特別教室など）を使用することなどで提供体制を確保していきます。

また、学校・家庭・地域が一体となり、放課後子ども教室との連携を推進していくものとし、令和元年度には、市内の全小学校において、放課後総合学習ランドセルクラブを実施し、留守家庭児童保育所と一体的な放課後事業の運営を実施しています。

修正後

⑭放課後児童健全育成事業

[本市事業名：Onojō放課後こども事業ランドセルクラブ]

市内の小学校に在学中で、放課後に家庭保育を受けることができない児童が利用するG登録と、条件なく利用できるR登録の児童に対し、一定時間、宿題などの学習と多種多様な体験活動を行い、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

令和2年度から「留守家庭児童保育所事業」と「放課後総合学習ランドセルクラブ」の一体的な取組を市内2校で試行的に開始し、令和4年度から、市内10校で一体的な取組を開始しました。

(市全域) (年間平均入所者数)

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学 1～3 年生	①需要量 の見込み	1,486人	1,557人	1,524人	1,564人	1,594人
	②確保方策	1,486人	1,557人	1,524人	1,564人	1,594人
小学 4～6 年生	③需要量 の見込み	446人	478人	472人	485人	535人
	④確保方策	446人	478人	472人	485人	535人
不足数	小学 1～3年生 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	小学 4～6年生 (④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

[確保方策]

本市は待機児童を出さないことを基本としているため、保育室が不足する場合は、小学校施設（特別教室など）を使用することなどで提供体制を確保していきます。

また、学校・家庭・地域が一体となり、放課後子ども教室との連携を推進していくものとし、令和元年度には、市内の全小学校において、放課後総合学習ランドセルクラブを実施し、留守家庭児童保育所と一体的な放課後事業の運営を実施しています。

修正前

⑩児童育成支援拠点事業

〔本市事業名：未実施〕

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

本市の不登校児童等は、令和7年度以降も増加する見込みとなっていることから、児童育成支援拠点開設に向けた調査・研究を実施します。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
不登校児童等 見込み	小学生	218人	240人	264人	290人	319人
	中学生	384人	422人	464人	511人	562人
需要量の 見込み		16人	16人	16人	16人	16人
確保方策		-	-	20人	20人	20人

⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業

〔本市事業名：実費徴収に係る補足給付を行う事業〕

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、食事提供の費用等を助成する事業等です。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所・認定こども園等	需要量の 見込み (支給実 人数)	400人	400人	400人	400人	400人
	確保方策	400人	400人	400人	400人	400人
幼稚園	需要量の 見込み (支給実 人数)	210人	210人	210人	210人	210人
	確保方策	210人	210人	210人	210人	210人

〔確保方策〕

年収360万円未満相当世帯の児童等が対象になり、対象者は全員助成等の給付を受けることができます。

修正後

⑮児童育成支援拠点事業

〔本市事業名：未実施〕

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

本市の不登校児童等は、令和7年度以降も増加する見込みとなっていることから、児童育成支援拠点開設に向けた調査・研究を実施します。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
不登校児童等 見込み	小学生	218人	240人	264人	290人	319人
	中学生	384人	422人	464人	511人	562人
需要量の 見込み		16人	16人	16人	16人	16人
確保方策		-	-	20人	20人	20人

⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業

〔本市事業名：実費徴収に係る補足給付を行う事業〕

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、食事提供の費用等を助成する事業等です。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所・認定こども園等	需要量の 見込み (支給実 人数)	400人	400人	400人	400人	400人
	確保方策	400人	400人	400人	400人	400人
幼稚園	需要量の 見込み (支給実 人数)	210人	210人	210人	210人	210人
	確保方策	210人	210人	210人	210人	210人

〔確保方策〕

年収360万円未満相当世帯の児童等が対象になり、対象者は全員助成等の給付を受けることができます。

修正前

⑩多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

〔本市事業名：未実施〕

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進していく事業です。

〔確保方策〕

本市は、計画期間内に待機児童が発生しない予定であることから、事業の実施については、国の動向を見た上で今後の対応について検討していきます。

修正後

⑪多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

〔本市事業名：未実施〕

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進していく事業です。

〔確保方策〕

本市は、計画期間内に待機児童が発生しない予定であることから、事業の実施については、国の動向を見た上で今後の対応について検討していきます。